第 6 部 風水害応急対策計画

時系列による主な応急復旧活動

				発災	被害の	発生
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害」	即応期	応急対応期
警戒レベル	警戒レベルー	警戒レベル 2	警戒レベル 3 警戒レベル 4	警戒レ	ベル 5	
風水害対策活動	〇水[〇z	方本部の設置 水防情報連絡会議 方資器材の点検・	を ○警報の受信 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	置		○応急復旧の実施○災害救助法の適用
警 消察 防			○警	○ 排	攻出・救	制(警察署) 助活動(警察署) 急活動(消防署)
医療救護	○医療救護班の派遣○防疫班等の活動○食品衛生指導班等の活動					
避難		○ 逝	○高齢者等避 難場所の開設 ○避難指	(示の発 ⁴	○ボラン 冷	ティアの受入れ 保の発令
物救資助・				(庫の被害状況確認 物資の搬送
ごみ処理						○機材の確保○し尿の収集・搬入
遺体の取扱い				Of	\circ	者の捜索 遺体収容所の設置 ○検視の実施 ○火葬の実施 調整
ライフラ						○応急復旧作業

第1編 初動態勢

風水害が発生する恐れがある場合に、水防本部及び水防情報連絡会議を設置し、避難情報の 発令が想定された場合には、速やかに台東区災害対策本部に移行して迅速な初動態勢により応 急活動を推進していく。

主な機関の応急復旧活動

				発災 被害の)発生
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒 レベル	警戒レベルー	警戒レベル 2	警戒レベル 3 警戒レベル 4	警戒レベル 5	
区	○水防オ ○水防	ご把握、状況の監 ○注意報の受信 ○風水害対策ご部の設置方情報連絡会議の○職員の参集登器材の点検・	意 (注動開始 (注) (記置 (ご) 警報の受信 (ご) 事前避 (準備	難(避難準備) 警戒区域の設定 ○被害状況の)把握 ○応急復旧 <i>の</i> 実施
各消防署		水位情報等の収 に応じて水防態勢 ○水防活動限	势発令	○救助・救	 文急活動

第1章 水防本部の設置・運営

第1章 水防本部の設置・運営

風水害については、気象情報の収集により、一定程度の予測が可能であるため、その被害を最小 限度にとどめるための初動体制が、重要な役割を果たす。

区災害対策本部が設置されるまでの応急活動体制として、水防本部を設置し被害発生の防止に当 たる。

また、区は国(気象庁)、都(総務局、建設局等)に加え、地域に密着したより細かい気象情報をいち早く収集し、それに対応する応急活動を迅速に行う。

1 水防組織

(1) 水防区域

水防区域は、行政区域とする。

(2) 水防組織

気象状況により、風水害及び雪害(以下「風水害等」という。)のおそれがある時、事態に 即応した活動を行うため、災害の状況に応じて都市づくり部長を本部長とする水防本部を設 置する。なお、危機管理室長及び土木担当部長は副本部長として本部長を補佐する。

水防本部の活動は主として、気象情報の収集及び区内の巡視、調査、水防資器材の準備、 風水害対策活動とする。

【水防体制一覧】

体制	設置基準	内容	本部長
水防1次本部	大雨、洪水、大雪、強風いず	主として情報の収集、	都市づくり部
・情報班	れかの気象注意報が発せられ、	事態に応じた配備体制の	長
・水防班	又は注意報が発せられる可能	指示及び連絡が行える体	
	性が高く、区内の気象状況等に	制	
	より、体制の必要を認めたとき		
水防2次本部	大雨、洪水、大雪、暴風いず	区内の巡視、調査及び	都市づくり部
・情報班	れかの気象警報が発せられ、又	資器材点検等を行い風水	長
・水防班	は警報が発せられる可能性が	害等が発生したときに直	
	高く、区内の気象状況等から体	ちに風水害活動を実施で	
	制の必要を認めたとき	きる体制	

(3) 水防本部の設置、解散、統合

- ① 本部長は、次の場合に水防本部を設置する。
 - ア 大雨・洪水・大雪及び強風のいずれかの気象注意報、又は荒川氾濫注意情報が発せられるなど、気象情報等から設置の必要を認め、大雨等対策会議において決定したとき。
 - イ 大雨・洪水・大雪及び暴風のいずれかの気象警報が発せられたとき、又は、荒川氾濫警戒情報、若しくは神田川氾濫危険情報が発せられたとき。ただし、区の気象状況等により、本部長がその必要がないと認めたときはこの限りではない。
- ② 本部長は、風水害等発生の恐れが解消し、風水害対策活動がおおむね終了したと認めたときは、水防本部を解散する。
- ③ 本部長及び水防情報連絡会議座長は、河川状況や気象状況を勘案し、大規模な風水害の発生が見込まれ、災害対策本部の設置が必要と判断するときは、区長に災害対策本部の設置を要請する。

災害対策本部設置後は、水防本部はこれに包含される。

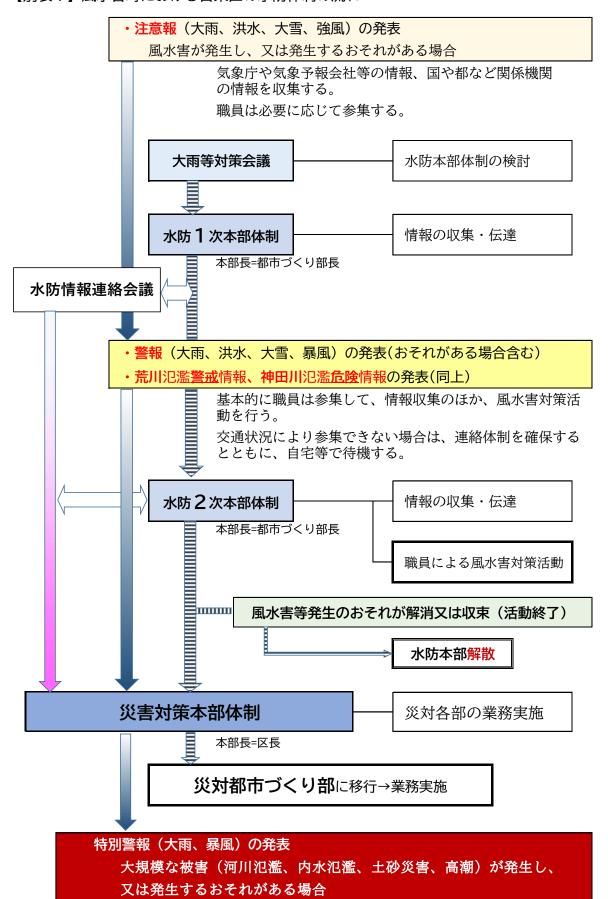
(4) 風水害時における台東区の水防体制の流れ

別表1のとおり

(5) 水防本部の組織及び主な業務内容

別表2のとおり

【別表1】風水害時における台東区の水防体制の流れ



【別表2】水防本部の組織及び主な業務内容

本 部 長:都市づくり部長

副本部長:危機管理室長、土木担当部長

主な業務	所属課
▶水防本部の会議の運営に関すること▶気象情報及び被害状況の収集・報告に関すること▶巡回作業の班編成に関すること	
▶危機・災害対策課との連絡調整に関すること▶道路占用工事区域の調査・保全に関すること▶国、東京都その他関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること▶区道及び管理通路(以下「区道等」)の通行の禁止又は制限に関すること▶資器材の手配に関すること	道路管理課 土 木 課 交通対策課
▶業務委託先との連絡調整、指示及び監督に関すること	土木課
▶区道等の保全・復旧に関すること▶危険箇所の警戒監視に関すること	道路管理課 土 木 課 土木事務所 交通対策課
▶区立公園・児童遊園(以下「公園等」)及び街路樹等の保全・復旧 に関すること▶公園等の閉鎖に関すること	公 園 課 公園管理事務所
▶区道等の保全・復旧の応援に関すること▶危険箇所の警戒監視の応援に関すること▶建築課が行う業務の応援に関すること	都市計画課 計画調整課 地域整備第一課 地域整備第二課 地域整備第三課 住 宅 課
→一般建築物、倒壊危険家屋、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況の収集・報告に関すること→一般建築物等の応急措置の相談に関すること	建築課
・気象情報の収集、報告に関すること ・防災関係機関との情報収集及び報告に関すること ・区民等への情報提供に関すること(ツイッター等)	危機・災害対策課

2 台東区風水害対応方針

令和元年台風 19 号における風水害対応では、台東区において風水害による災害対策本部が初めて設置された。しかし、避難情報の周知、職員体制、避難場所の対応等、様々な課題が明らかとなった。

そこで、区は令和2年度に「台東区風水害対応方針」を策定し、令和元年台風 19 号で明らかとなった課題や教訓等を踏まえ、大規模風水害時における庁内体制、風水害情報の収集・伝達、避難場所の開設及び運営などに関する事項を定め、風水害時の災害対策本部体制の充実を図るものとした。

今後、進路が定まらない台風や集中豪雨による土砂災害など、事前の想定が困難である風水害への対応について、より具体的に検討をしていく必要がある。

同方針では、次の事項について定めている。

- 風水害時の庁内体制
- 情報収集・伝達方法
- 区内避難となる風水害への対応
- 広域避難となる荒川氾濫への対応
- 避難場所の開設・運営
- 様々なニーズを持つ避難者への対応
- 避難場所における新型コロナウイルス感染防止
- 自助・共助の推進

第2章 水防情報連絡会議の設置・運営

風水害については、気象情報の収集により、一定程度の予測が可能であるため、その被害を最小 限度にとどめるための初動体制が、重要な役割を果たす。

区災害対策本部が設置されるまでの応急活動体制として、水防情報連絡会議を設置し、避難場所 の開設・運営等を検討して、区民の安全確保に当たる。

また、区は国(気象庁)、都(総務局、建設局等)に加え、地域に密着したより細かい気象情報をいち早く収集し、それに対応する応急活動を迅速に行う。

1 水防情報連絡会議

災害対策本部設置基準は、区内における大規模災害の発生や大雨特別警報の発令であるが、該当する事象が発生してからの本部員の参集及び情報共有は、時間的制約から困難である。そこで、全庁的な情報共有や円滑な災害対策本部への移行を可能とするため、危機管理室長は都市づくり部長及び土木担当部長と協議し、危機管理室長を座長とする水防情報連絡会議を設置し、早期に全庁的な対応を開始する。

2 タイムラインの活用

(1) タイムラインの活用

気象情報の収集により、台風等の予測が可能な風水害等においては、各課において応急業務を再確認するとともに、タイムラインを作成し、公共交通機関における計画運休の影響を考慮した人員確保、区民の早期避難、早期からの風水害対策活動の着手等、円滑に初動態勢を構築するものとする。

(2) タイムラインの作成・共有

各課は、台風等の風水害が見込まれ、危機・災害対策課よりタイムライン作成の依頼があった場合、水防情報連絡会議において作成したタイムラインを報告する。

危機・災害対策課は、提出されたタイムラインを基に全庁のタイムラインを作成し、協議 事項や災害対策本部体制への移行時期の参考にする。また、議事内容や庁内体制について、 全庁に共有を図り、全職員が防災行動を認知できる体制をとる。 第1編 初動態勢

第3章 台東区災害対策本部の組織・運営

第3章 台東区災害対策本部の組織・運営

1 台東区災害対策本部の組織・運営

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P236参照)

2 災害地調査

- (1) 区災害対策本部長は災害地の実態を把握し、区の災害応急対策活動の円滑化を図るため調査 班を編成する。ただし、班の数、構成、その他必要事項は事態に応じ適宜編成する。
- (2)調査班は、区災害対策本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。
- (3)調査事項
 - ① 災害原因
 - ② 被害状況
 - ③ 災害地住民の動向及び要望事項
 - ④ 応急措置状況
 - ⑤ 現地活動のあい路

(4) 実施要領

特命による現地調査に当たっては、無線機等の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一区 災害対策本部長に報告する。また被害状況は、一括して管理が行えるよう、台東区災害情報シ ステムを活用し管理する。

第4章 防災会議の招集

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P245参照)

第5章 民間との協力

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P256参照)

第6章 救出・救助対策

1 救助・救急活動体制等

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P246参照)

2 大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整

(1) 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出 救助活動拠点について、区部においては、大きな被害が想定される地域に近接し、大型へ リコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5 ヘクタール 以上の活動面積の確保が可能な大規模な都立公園や河川敷など屋外施設 16 か所、車両ス ペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設 21 か所を、候補地としている。
 - ※ 風水害発生時においてもこれらの拠点に準じつつ、たとえば河川敷など被災が予想される場所は除外するなど、必要に応じた使用調整を実施する。

(資料第119「大規模救出救助活動拠点等一覧」資料編P405)

○ ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの 復旧活動での利用にも考慮する。

(2) ヘリコプター活動拠点の確保

○ 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急避難着陸場 候補地が、都と協議の上、区内に4か所に指定されている。

(資料第111「区内災害時臨時離着陸場候補地一覧」資料編P394)

(3)公共空間の使用調整

○ 都は、風水害が発生したとき応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割 を果たすオープンスペース等の使用について、必要に応じて総合的に調整する。

第7章 応援協力・派遣要請

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P251参照)

第1編 初動態勢 第8章 各防災機関の活動体制

第8章 各防災機関の活動体制

- 風水害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急 対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

第2編 情報の収集・伝達

風水害においては、適切な事前避難行動、迅速な初動態勢、また応急活動を実施するためにはいずれの本部体制においてもまず気象情報の収集が不可欠である。また様々な情報提供手段を用いて、区民等に災害予警報等を伝達して人的被害を最小限にするとともに、発災後は被害状況の把握、収集に努める。

第1章 情報通信連絡体制

(第2部第8編「情報通信の確保」第5章【応急対策】P269参照)

第2章 災害予警報等の伝達

1 情報収集・伝達体制

11111	X1/\/\	・江廷	(471)
機	関	名	対 策 内 容
			○ 区で提供している「防災気象情報」ホームページなどを通じて、区に発
			表される気象情報等を区民へ速やかに提供する。
			○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見
			者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったとき
			は、直ちに関係部署、都や関係防災機関に報告する。
	区		○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受け
			たとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要
			な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知する。
			○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、都又はNTTからの通報を
			受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団
			体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達すると
			ともに、警察、消防、都等の協力を得て、住民に周知する。
			○ 都は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町
			村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知
	都		ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報す
	대		る。
			○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたと
			き又は自らその発表を知ったときは、区に通知する。
			○ 津波に関する大津波警報・警報及び注意報について、都総務局、気象庁、
			その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったとき
各章	警察	署	は、関係警察署を通じて、管内住民に周知する。
			○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けた
			ときは、その旨を速やかに関係区市町村長に通知する。

機	関	名		対 策 内 容		
			0	都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らそ		
各	消防	罗		の発表を知ったときは、消防署及び消防出張所を通じて、管内住民に周		
				知する。		
			\bigcirc	気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に通知された特別警報		
N	T	T		及び警報を、各区市町村に通報する。		
東	日	本	\bigcirc	警報の伝達は、FAXにより関係機関へ通報する。		
			\bigcirc	警報に関する通信は優先して取り扱う。		
そ	σ <i>I</i>	н Ф	0	気象庁東京管区気象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況		
して B		也 の 幾 関		下において、更に災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町		
l h/l	火化	戍 判		村に対し直接厳重な警戒を呼びかける。		

2 気象情報の早期収集

- 区で提供している「防災気象情報」(ホームページサイト)や「たいとう防災気象情報メール」を通じて、気象情報等を区民へ提供している。
- 区は、風水害発生時に防災体制の検討等を行う材料として、気象庁東京管区気象台との専用 電話(以下、「ホットライン」という。)を活用する。
- 都は、ホットラインにより得られた情報や判断について、必要と認める場合には区市町村、 関係機関等へ提供する。
- 気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の河川防災情報で提供される、リアルタイム降水量や水位等の数値などの情報は、定期的又は随時に更新されることから、水防本部及び災害対策本部は、常に最新の情報の入手・把握に努め、また関係部署からの要望に対して必要な情報提供を行う。

また気象庁の情報はインターネットで容易に取得できるため、水防関係部署だけでなく、施設管理、区の関連行事などの部署も把握するように努める。

【気象に関する情報】

○ 気象情報、気象注意報、警報・特別警報

気象警報等	気象現象・地震・津波等によって災害が起こる恐れがあるときに
	発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある。本区にお
	いては、大雨(大雪)、洪水、強風(暴風)、高潮が対象となる。
台風情報	台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実
	況および予想が記載される。日本への接近に伴い、より詳細な情
	報が更新頻度を上げて提供される。
府県気象情報	警報等に先立つ注意の呼び掛けや、警報等の内容を補完して現象
	の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、府県予報区単
	位で適宜発表される(本区は東京都府県予報区)。

○ 地点雨量

アメダス	各観測地点で実測した降水量	気象庁
リアルタイム雨量	各観測地点で実測した降水量	気象庁

○ 気象情報提供会社からの情報

防災雨量情報	おおむね36時間先までの本区の降雨傾向を	民間気象情報会社
	予測	
水防体制指標	本区における水害履歴などから、予想降水	民間気象情報会社
	量による水防体制指標を提供	
意思決定支援情報	台風接近時などの警戒が必要な際、意思決	民間気象情報会社
	定に必要とされる解説情報が適時発表	

○ 流域雨量

流域平均雨量	河川の流域毎に面積平均した実況の雨量	国土交通省
--------	--------------------	-------

○ 面的な雨量

高解像度降水ナウキ	気象レーダーにより、5分毎の60分先まで	気象庁
ヤスト	の降水強度分布を予測	
XRAIN雨量情報	XRAIN (XバンドMPレーダ) による	国土交通省
	雨量情報	
東京アメッシュ	都内に設置されたレーダーや地上雨量計等	東京都下水道局
	により構成されるレーダー雨量計システ	
	ム。250m解像度で5分毎に更新	

3 東京都との情報共有

- 都は警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係区市町村等に通報する。
- また、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときは、気象庁と都は共同して土砂災害 警戒情報を発表し、区へ伝達する。
- 都では、平成 25 年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、各区市町村との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を構築している。
- 都は、区に災害情報システムを設置し、被害状況等の収集体制を整えている。

第2編 情報の収集・伝達 第2章 災害予警報等の伝達

4 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報共有

(1) 気象庁では、竜巻等に対する以下のような情報提供を行っている。

○ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象(落雷、ひょう、急な強い雨、突風など)の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

○ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

○ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図(10km 格子単位)で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

<竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表 (気象庁ホームページより)>



○ 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域で必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。更に、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

(2) 区での情報提供

○ 区では、「防災気象情報」(ホームページ)を通じて、竜巻注意情報が発表された際の情報提供を行っている。

5 特別警報が発表された時の情報の共有

○ 気象庁は平成 25 年 8 月 30 日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表するものであり、最大限の警戒を呼びかける必要がある。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである(気象庁ホームページより)。

現象の種類	基準					
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合					
暴風		暴風が吹くと予想される場合				
高潮	数十年に一度の強度の台風や同 程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合				
波浪		高波になると予想される場合				
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され る場合					
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合					

○ 区は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTTから通知を受けた時または自ら知った ときは、区民へ周知を行う。

6 津波警報・注意報等の伝達体制

(第2部第12編「津波等対策」第4章【予防・応急・復旧対策】P366参照)

7 大型台風等の伝達体制

区は、大型台風等、早期から区内に被害が生じる可能性が予見される場合は、気象情報や洪水 予報、河川の水位状況等を総合的に勘案し、状況に応じて、避難場所の開設情報や避難情報等を 区民等へ伝達するものとする。

- ① 大型台風等により区内に被害が発生する可能性がある場合、区は、数日前から区民等に対し、適宜、台風等に関する注意喚起や台風情報、気象情報等を伝達する。
- ② 台風が接近し、「自主避難場所」の開設が必要と判断した場合、「自主避難場所」の開設場所、開設時期等を区民等へ伝達する。
- ③ 区内に被害が生じる可能性が高まった場合には、避難情報(「高齢者等避難」、「避難指示」) の発令について、全ての情報伝達手段を活用して伝達する。また、あわせて緊急避難場所の 開設情報を伝達する。
- ④ 河川の氾濫や土砂災害が発生した場合は、全ての手段を用いて、災害発生情報の伝達を行う。
- ⑤ 台風等の通過により風水害の発生の危険性がなくなった場合には、気象警報や洪水警報の 解除情報、避難場所の閉鎖情報等について周知する。
- ⑥ 荒川の氾濫を伴う大規模風水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、 自主的広域避難情報を発表し、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等への「縁故避難」 を含む自主的な浸水区域外への避難を行うよう呼び掛ける。
- ⑦ 荒川の氾濫による避難指示の発令により、重ねて浸水区域外への避難を呼びかけるととも に、台東区内の浸水が目前に迫った場合には、避難指示(垂直避難)を避難情報として発令 する。

第3章 被害状況等の報告体制

機関名				対策内容				
	0 3	 災害が発	 生したときた	いら当該災害に関する	応急対策が完了するまで、	 被害		
	k	犬況等に	ついて、都に	こ報告する。				
	7	なお、都	に報告ができ	ない場合には、国(約	総務省消防庁)に報告する。			
	1	報告すべき事項						
		災害の原	原因、災害が	発生した日時、災害が	・ 発生した場所又は地域、被	害状		
		況(被害	の程度は、認	恩定基準、災害に対し	て既にとった措置及び今後	とろ		
		うとする	3措置、災害	対助法適用の要否及び	『必要とする救助の種類、そ	の他		
		必要な事	耳					
	2	報告の力	方法					
		原則とし	ノて、災害情 ^報	眼システム(DIS)	の入力による。(ただし、シ	ステ		
		ム端末の	D障害等によ	り入力できない場合に	は、防災行政無線、電話、FA	NX な		
		どあらり	ゆる手段によ	り報告する。)				
	3	報告の種	重類・期限等					
区		報告の種	重類、期限等	は次のとおりとする。				
		報	告の種類	入力期限	入力画面			
		発	災 通 知	即時	被害第1報報告			
		被	書 措 置	即時及び都が	被害数值報告			
		概	兄 速 報	通知する期限内	被害箇所報告			
		要	清 通 知	即時	支援要請			
		確	災害確定	応急対策を終了し	 災害総括			
		定却	報告	た後20日以内	>< 11 Marita			
		報告	各種確定	 同上	 被害情報、措置情報			
			報告					
			善年報		災害総括			
	4	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
	災害救助法に基づく報告については、第2部第13編応急対策「災害救助」							
	\(\sigma\) ((()			こ定めるところによる	· ·			
				集し、とりまとめてD 	とに報告する。 目互の情報交換を図る。			
各警察署					日丘の情報交換を図る。 爰活動及び警備活動の状況、	7.		
付言尔石 					^{麦石動及び} 書幅石動の状況、 罪の防止に関しとった措置、			
		他とする		<u>ᄎᇪᄱᄭᅹᄜᆡᄝᄼᆁᄉᆟᄼᆙ</u> ᡳᅟᆁᅹᅧ	ikが別式に関してうだ相目が	C		
	0,	11EC 9 1	<i>ک</i> ه					

機関名	対策内容							
	○ 消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ							
各消防署	区に報告する。							
台 付 的 有	○ 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療							
	活動情報、その他災害活動上必要ある事項とする。							
	○ 各防災機関は、所管施設の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置							
各防災機関	その他必要事項について、区に報告する。							
	○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災							
	害報告取扱要領」による。							

第4章 広報・広聴等

(第2部第8編「情報通信の確保」第5章【応急対策】P274参照)

第3編 風水害対策

災害対策基本法、水防法及び東京都水防計画に基づき、台東区地域防災計画の一環として、 洪水、高潮、内水氾濫、土砂災害による風水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、区内の河川等に対する水防上必要な事項について定める。

主な機関の応急復旧活動

				発災	被害の発	生	
機関名	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害	即応期	応急対応期	
	○気象情報の	把握、状況の監視	₹.				
	(○注意報の受信	○警報の受信、個	伝達			
	(○職員の参集					
		○風水害対策活	f動開始				
	○水防本	部の設置					
□	○水防	情報連絡会議の影	逻置				
区		避難場所立上げ準	準備(避難準備)				
	○自主避難場所の開設						
	○水防資	器材の点検・準備	苗				
			○警	戒区域0	D設定		
				○被割	 手状況の把	!握	
					○応	急復旧の実施	
各	○気象情報、	水位情報等の収集	ミ・伝達				
各消防署	○必要に	応じて水防態勢発	合				
署			○水防	活動開始	台		

第1章 水防情報

1 気象情報

(1) 気象情報の種類と発表基準

(令和2年5月26日現在)

	種類	発 表 基 準					
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予					
		想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低					
		気圧により大雨になると予想されるとき。					
		(雨を要因とする特別警報の指標)					
		以下、①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降					
		り続くと予想される場合。					
		① 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の					
		値以上となった5km 格子が、共に府県程度の広がりの範囲					
 特		内で 50 格子以上出現					
別		② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の					
警		値以上となった5km 格子が、共に府県程度の広がりの範囲					
		内で 10 格子以上出現(ただし、3時間降水量が 150 ミリ以					
報		上となった格子のみをカウント対象とする)。					
		(①及び②についての区の基準については以下のとおり)					
		台 <50 年に一度の値>					
		東 ①48 時間降水量 367 ミリ ②3 時間降水量 139 ミリ					
		区 ③土壌雨量指数 242					
	高潮特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気						
		になると予想される場合					
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風					
		が吹くと予想される場合					

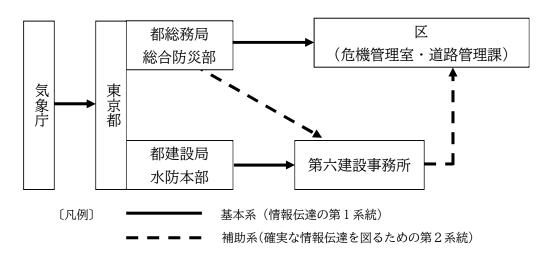
(令和3年6月3日現在)

	種類		発	表	基	準			
	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	: 23						
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	: 185						
警	洪水	流域雨量指数基準	: 隅田	川流	域=	47.5			
=		複合基準:隅田川沿	流域=	(18,	28.	7)			
		指定河川洪水予報は	こよる	基準	:				
報		荒川〔岩淵水門	荒川〔岩淵水門(上)〕						
神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田					小滝橋・飯田橋〕				
	高潮	潮位 4.0m							
	暴風	平均風速:25m/s	平均風速:25m/s						
注	大雨	表面雨量指数基準	: 18	土壌	雨量	指数基準:131			
	洪水	流域雨量指数基準	:隅田	川流	域=	38			
意		複合基準:隅田川流域=(8, 25.8)							
	高潮	潮位 2.0m							
報 強風 平均風速:13m/s									
	記録的短時間大雨	青報			1 時	間雨量 100 ミリ			

- 注1)土壌雨量指数:降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。
- 注2)流域雨量指数:降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・ 時刻に存在する流域の雨量を示す指数。
- 注3) 複合基準:(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

(2) 気象情報の伝達系統図

気象情報の伝達は下図によるものとする。



2 洪水予報

(1) 荒川洪水予報(国)

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で行う洪水予報は2以上の都道府県を流れる河川または流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合に発表される。(水防法第10条2項、気象業務法第14条の2第2項)台東区は、荒川洪水予報の区域内に存する。

【荒川洪水予報の種類と発表基準】

種類	基準地点	発表基準
氾濫注意情報		基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達
	熊谷	し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報	治水橋	基準地点のいずれかの水位が、おおむね2~3時
	岩淵水門(上)	間後に氾濫危険水位に達することが見込まれる場
		合、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上
		昇が見込まれるとき
氾濫危険情報		基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到
		達したとき
氾濫発生情報	洪水予報区域	洪水予報を行う区域内において氾濫が発生した
	内	とき
氾濫注意情報	熊谷	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫
解除	治水橋	のおそれがなくなったとき
	岩淵水門(上)	

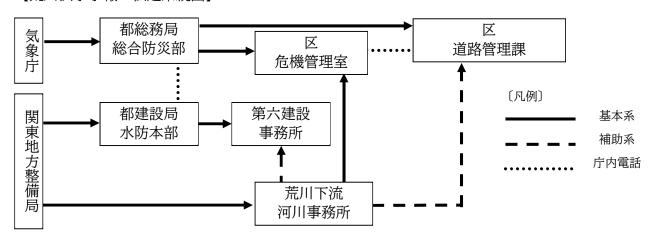
【基準地点と水位】

河川名 基準地点 水防団待 氾 濫 注 意 避 難 判 断 氾 濫 危 険						計画高水	
, .		± 1 0/	機水位	水位(警戒	水位	水位	位
				水位)			
		熊谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m
荒	Ш	治水橋	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m
		岩淵水門(上)	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m

【荒川下流タイムライン(拡大試行版)】

予見可能な災害(台風等)に対し、標準的な防災行動をあらかじめ時系列に整理したもの。各 段階で、荒川下流河川事務所から台東区宛てにメールで届く。

【荒川洪水予報の伝達系統図】



- 1-1. 気象庁と国土交通省関東地方整備局が洪水予報を共同発表し、国土交通省荒川下流河川 事務所にFAXと国土交通省「洪水予警報等作成システム」を活用したメールで送付
- 1-2. 気象庁と国土交通省関東地方整備局が洪水予報を共同発表し、国土交通省「洪水予警報等作成システム」を活用し、台東区にメールで送付
- 2. 国土交通省荒川下流河川事務所は1-1で受けた情報を、FAXで台東区に送付
- 3. これと併せて、区は、気象庁等が公表するホームページから情報を収集するともに、気象庁とのホットラインを使用して情報収集する

(2)神田川洪水予報

- 都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当の損害を 生ずるおそれのある河川を指定し(洪水予報河川)、洪水予報を共同発表する。
 - ・ 都は、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難指示などの発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成30年6月より運用開始している。
- 台東区は、神田川の洪水予報区域内に存する。神田川洪水予報は平成 21 年 3 月から 開始している。

【神田川洪水予報の種類と発表基準】

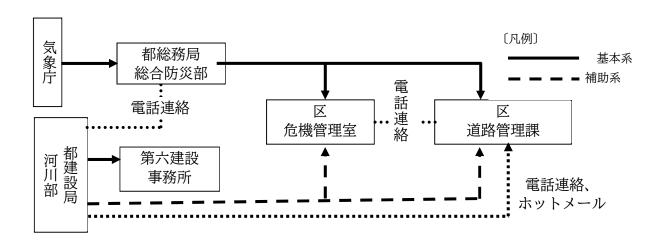
種類	発表基準
氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内に氾濫
	発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位
	に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫注意情報	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれが
解除	なくなったとき

第1章 水防情報

【基準地点と水位】

河川名	基準地点	水防団 待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位	氾濫発生水位
	番屋橋	ı	_	34.10m	34.93m
神田川	和田見橋	ı	_	29.72m	30.59m
仲田川	南小滝橋	-	_	17.96m	20.10m
	飯田橋	-	_	3.67m	5.27m

【神田川洪水予報の伝達系統図】



(基本系)

- 1. 気象庁から都総務局総合防災部へメールによる送付
- 2-1. 都総合防災部より都防災行政無線FAXで台東区の危機・災害対策課及び道路管理課 へ送付
- 2-2. 都総合防災部よりNTT回線FAXで台東区の道路管理課へ送付

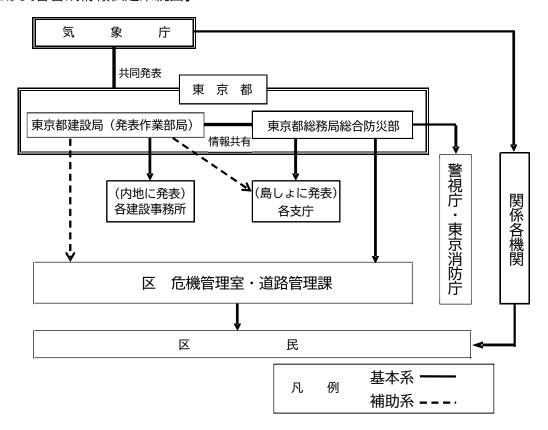
(補助系)基本系を補完するもので、送付内容は基本系と同一 都水防本部より防災行政無線FAXで台東区の危機・災害対策課及び道路管理課へ送付 都水防本部よりNTT回線FAXで台東区の道路管理課へ送付

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の伝達は以下のとおり行う。

(第5部第1編第4章「がけ崩れ対策」P522参照)

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



(基本系)

- 1. 東京都総務局総合防災部より防災行政無線FAXで送付 (補助系) 基本系を補完するもので、送付内容は基本系と同一
 - 1. 東京都水防本部より防災行政無線FAXで台東区の危機管理室及び道路管理課へ送付
 - 2. 東京都水防本部よりNTT回線FAXで台東区の道路管理課へ送付

○ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒判定	2時間先までの土砂災害の危険度を 1 km メッ	気象庁
メッシュ情報	シュで表示。	
土砂災害警戒情報	土砂災害発生の危険性が高まったときに、都	気象庁と東京都
	と気象庁から共同で発表される情報。	の共同
現地調査情報	大雨警報が発表された場合、台東区水防体制	台東区水防本部
	職員が、区内の急傾斜地崩壊危険個所の現地調	
	査を実施。目視により情報収集する。	

第3編 風水害対策 第1章 水防情報

4 高潮に関する主な情報

台東区においては、高潮特別警戒水位の設定がないため、高潮氾濫危険情報は発令されない。 台東区における高潮は、神田川と石神井川からの越水が想定されており、河川氾濫と同様の方式 で情報を収集し、避難情報を発令する。

高潮に関する独自の情報については、高潮警報などの気象警報を収集し、河川の水位上昇が見られる場合には、高潮浸水想定区域図をもとに、対象地域に避難情報を発令する。

第2章 水防機関の活動

1 河川等の監視及び警戒

(1) 常時監視

区(都市づくり部)は、係員をして管内の河川、堤防等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡し、必要な措置を求めることとする。

(2) 非常監視

- ① 区(都市づくり部)は、気象条件に基づき、監視警戒を厳重にして事態に即応した措置を講ずる。
- ② 台風時以外の高潮に際しては、次の場合にも前項に準じて措置を講ずる。
 - ア 大潮の時期において、風速 10m以上の南風のとき。
 - イ その他の時期において、風速 15m以上の南風のとき。
 - ウ 潮位の異常上昇の兆候を認めたとき。

2 水防器具、資材及び設備

○ 風水害時における水防用資器材等の備蓄倉庫として3か所を設置している。

水防用資器材備蓄倉庫	所 在 地
土 木 事 務 所	東上野5-14-4
上野7丁目倉庫	上野7-15-69
北 上 野 倉 庫	北上野2-16-8

上記のほか、区内5箇所において、土のうステーション(置き場)を設置している。

土のうステーション設置場所								所 在 地
山		谷	均	副	公		園	浅草 6-45 地内
蔵前水再生センター北側区道							蔵前2-1地先(浅第512号線)	
台	東	地	区	セ	ン	タ	_	台東 1-25 地内
谷中	7防3	災コ	ミュ	ニテ	イセ	ンタ	7 —	谷中5-6地内
防	災	広	場	根	岸	の	里	根岸3-12地内
生	涯	学	習	セ	ン	タ	_	西浅草 3-25 地内

○ 管内における水防活動が十分果たせるよう、水防資器材及び設備を準備し、必要に応じて、 最寄りの資材業者の所在等を調査し、緊急の補給に備えるものとする。

(資料第106「水防用備蓄資器材在庫状況」資料編P389)

○ 区は、あらゆる非常事態を想定し、関係各機関と協力の上、連絡経路または、資材輸送確保 のため、あらかじめ万全の措置を講じておくものとする。

3 水防作業

- 水防活動にあたっては、区長(水防管理者)はじめ、水防関係機関の長が、それぞれの機関 の所属員を動員し、作業に従事させる。
- 水防本部長は、管内の水防関係機関と緊密な連絡を保ち、風水害対策活動を実施する。
- 気象状況、洪水及び高潮の予報、河川の水位の情報及び水防警報等の連絡については、あら

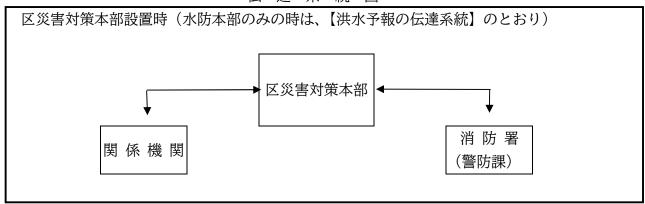
第3編 風水害対策

第2章 水防機関の活動

かじめ定めた伝達系統により、速やかに周知徹底させるものとする。

- 職員は、水防警報により警戒を要するときは待機し、水害等発生のおそれがある場合は、警戒配置につくものとする。
- 水防上必要な技術的指導については、区の技術職員が当たり、状況に応じて、都建設局及び 管内水防管理を行う事業所の技術職員の援助を受けるものとする。

伝達系統図



4 準備・出動・応援・援助

区長は次の場合、直ちに区職員及び消防機関に対し準備及び出動することを要請する。この場合は、直ちに都建設局(水防本部)に報告する。

(1) 準備

- ① 水防警報により、待機または準備の警告があったとき。
- ② 河川の水位、潮位が、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき。

(2) 出動

- ① 水防警報により、出動または、指示のあったとき。
- ② 水位または潮位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、危険のおそれがあるとき。
- ③ その他水防上必要と認めたとき。

(3) 応援

区長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者に応援を求める。

(4)援助

区長は、水防のため必要があると認められるときは、警察官の出動を求めることができる。

5 警戒区域の設定

- (1) 水防作業のため必要がある場合は、消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは、制限し、またはその区域から退去を命ずることができる。
- (2) 区長または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、警戒区域内の居

住者、若しくは水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

6 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

- ① 堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、 警察または消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係機関と相互に情報交 換するなど、連絡を密にすること。
- ② 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること。

(2) 立退きの指示

洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は、必要 と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退きまたはその準備を指 示するものとする。

この場合、遅滞なく管轄警察署長にその旨を通知すること。

(3)避難誘導等

立退きまたはその準備を指示された区域の居住者については、管轄警察署長は、水防管理者と協力して救出または避難誘導を実施すること。

また、水防管理者は、区内の警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退き先及びその経路等の必要な措置を講じておくこと。

7 公用負担

- (1) 水防のため緊急の必要があるときは、区長または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
 - ① 必要な土地の一時使用
 - ② 土石、竹木その他資材の使用、もしくは収用
 - ③ 車両その他の運搬用機器もしくは排水用機器の使用
 - ④ 工作物その他の障害物の処分
- (2)公用負担の権限を行使する場合、区長または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを掲示すること。

第3編 風水害対策 第2章 水防機関の活動

公用負担権限委任証明書											
			ム川只	过催败女	工皿厂的	1=					
第		号				身	分	氏		名	
NJ.		-3			2	4),	LV		11	
	上の者	に○○区域	における水	防法第 28	条第	1項6	の権限	行使を	委任した	たこと	_
				.,		,					
8	:証明す	る。									
/- -	н	—									
年	月	日									
				⊸ l.c	17 -1	<u>₩</u>	тĦ	_1			
				水	PJ	管	理	有			
				(:	キたH	- 浴 [片	機関の	7年)	丘	夕	印
				((ナノこり	서티베	が成り	クヌノ	氏	乜	(FI)

(3)公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物 所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。 ただし、現場の事情により、その暇のないときは事後において直ちに処理するものとする。

				公	用負	担	命令	票				
						住 所	ŕ					
				氏								
第	두	클										
負	担	者										
物	件	数	量	負担内容	(使用、	収用、	処分等)	期	間	摘	要	
水防污	去第 2	28条0	D規定に	より上記物	件を収	用(使用	用または	処分)すん	る。			
年	F	1	日									
			命令	者	身	分		氏		名	Ø	
ı												

(4)公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

第3章 消防機関が実施する水防活動計画

1 活動方針

洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるときまたは、発生したときは、 関係防災機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して、水災の被害の軽減に務めるものとする。

2 事前対策

消防方面本部長及び消防署長は、水防活動を効果的に実施するため、関係資料を整理するとともに、必要な計画を樹立し、東京消防庁の施策等を区民に認識させ、水防対策の浸透を図るものとする。

3 水防態勢及び水防非常配備態勢

水防態勢及び水防非常配備態勢は、東京消防庁の定めるところによる。(消防団も同様)

(1) 水防態勢

- ① 情報の収集
- ② 水防資器材の確認
- ③ 水防危険箇所の確認及び広報

(2) 水防第1非常配備態勢

- ① 水防部隊の編成
- ② 水防資器材の点検整備
- ③ 情報の収集
- ④ 水災発生危険箇所の把握及び広報

(3) 水防第2非常配備態勢

- ① 水防部隊の編成
- ② 水防資器材、水、食料、燃料等の準備
- ③ 水防活動、被害状況等の把握

(4) 水防第3非常配備態勢

- ① 水防部隊の増強
- ② 監視警戒の強化
- ③ 水防活動、被害状況等の把握

(5) 水防第4非常配備態勢

- ① 長期水防活動体制の確立
- ② 全水防部隊の編成
- ③ 応援体制若しくは応援受入れ体制の確立

4 水防活動

消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたときまたは自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行うものとする。

- (1)河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、または退去を命ずることができるものとする。
- (3) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に 通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (4)消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第 24 条に基づきその 区域に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第4編 警備・交通規制

災害発生時における治安維持は風水害応急対策上極めて重要であるため、警察署においては、 早期に警備警戒体制を確立し、各防災関係機関と緊密な連絡を保持しながら総力を上げて万全 を期す。

第1章 警備活動

1 警備態勢

関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2 災害に関する情報の収集及び活動

- 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を 活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。
- 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
 - (2) 災害地における災害関係の情報収集
 - (3)警戒区域の設定
 - (4)被災者の救出、救護
 - (5)避難者の誘導
 - (6) 危険物の保安
 - (7) 交通秩序の確保
 - (8) 犯罪の予防及び取締り
 - (9) 行方不明者の調査
 - (10) 遺体の調査等及び検視

3 その他

(1)警戒区域の設定

災害現場において、区長若しくはその職権を行う職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

(2) 区への協力

- 区から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。
- 区の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速 に行えるよう努める。

第4編 警備・交通規制

第2章 交通規制

○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

(3) 装備資機材の調達及び備蓄

- 各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておく。
- 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他警察本部の応援及び民間業者から の借り上げにより調達する。

第2章 交通規制

1 交通情報の収集と交通統制

- 道路管理者は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を通報する。
- 鉄道事業者は、大型の台風等が接近・上陸する場合等においては、路線の特性に応じて計画 運休を実施する。また、利用者等が適切な行動を選択できるよう、実施時間など、できる限 り、具体的な情報提供を適切なタイミングで行う。

2 交通規制

- 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通 行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

○ 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4 その他

○ 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強な らびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第5編 医療救護・保健等対策

初動医療体制、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。 (台東区地域防災計画震災編 第2部第6編に準じて対応する。)

主な機関の応急復旧活動

	77心念後旧心9	刻			
나 무료 게까				発災 被害の発	性
機関名	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
	○気象情報 <i>は</i>	の把握、状況の監	視		
	(つ自主避難場所の	開設		
			○緊急医療救護班	E、医療救護所の認	设置(準備)
台東区				○医療救護班の)派遣
区				○医療資器材の)供給
				○防疫班	H等の活動
				○食	品衛生
沙 床		O##37 / b	,, -, ,	++ -> -> ->	指導班等の活動
消 防 署		○事前計画(タ	イムライン等)に		ンナエレ
署			to the second	○救助・救急	思估期
		○事前計画(タ	イムライン等)に		
				○救助・救急	
警				○行方不明者	
警察署					○遺体の収容に
					協力
					○検視の実施
					○検案要請
歯医					
歯科医師会・				○検第	ミに協力
即分					

第1章 初動医療体制

区は、緊急医療救護班及び医療救護所の設置の準備のため、発災前からの情報収集に努める。また、発災後は、人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況の把握後、都に報告する。

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【応急対策】P200参照)

第2章 医薬品・医療資器材の供給

第5編 医療救護·保健等対策

第3章 医療施設の確保

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【応急対策】P213参照)

第3章 医療施設の確保

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【応急対策】P217参照)

第4章 防疫体制

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【復旧対策】P218参照)

第6編 避難対策

風水害時には、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨等に 関する情報提供や注意喚起を講じるとともに、避難情報の発令時には速やかに避難場所等を設 置し受け入れ体制を整備する。

主な機関の応急復旧活動

				発災を被害の	発生					
機関名	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期					
警戒	警戒レベルー	警戒レベル 2	警戒レベル3	警戒レベル 5						
レベル			警戒レベル4							
	○気象情報の把握、状況の監視○高齢者等避難の発令○自主避難場所の開設									
台	○緊急避難場所の開設									
台東区	○都に報告(状況等)									
	○避難指示の発令									
	○ボランティアの受入れ									
	○避難者把握									
警務署署			○警察	察官・消防職(団 による)員 避難誘導					

第1章 避難体制の整備

- 区は、避難情報の発令区域、タイミング、避難場所、避難経路等の区民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な風水害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 各種風水害が複合的に発生することが予測される場合でも、本区においては、荒川氾濫以外では浸水深が浅く危険性が低いことや、避難場所における感染症の感染リスクを考慮し、親戚や知人の家に避難する縁故避難や、自宅の2階以上へ避難する在宅避難を避難の基本行動とし、自主避難場所、緊急避難場所への避難が必要最小限となるよう、周知する。
 - なお、神田川及び墨田川における家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と土砂災害警戒区域に

第1章 避難体制の整備

居住の区民については、在宅避難ではなく、避難場所への立ち退き避難を原則として、避難情報を発令する。

- 荒川の氾濫を伴う大規模風水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、自 主的広域避難情報を発表し、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等への「縁故避難」を含 む自主的な浸水区域外への避難を行うよう呼び掛ける。
- 広域避難をするに当たっては、浸水しない地域における広域避難場所の確保や鉄道等の避難手段等を確保する必要がある。これらについては、現在、国や東京都、関係自治体等で構成される「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討中の段階にあるが、令和2年5月27日に公開された中間報告では、前年の台風19号で、広域避難の困難度合いが顕在化し、課題が報告されている。

このような状況であることから、縁故避難を始めとした浸水区域外への避難を原則とし、各種 広報媒体において周知していくとともに、区内の浸水しない地域に避難する方法や、やむを得 ず浸水区域内に留まった場合の最終手段として、垂直避難があることも念頭に周知をしていく。

- 地域又は町会(自治会)単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握する。
- 避難指示等を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の 状況に応じた避難の方法を想定する。
- ② 2以上の区市町村にわたって所在する避難場所又は2以上の区市町村の被災住民が利用する 避難場所の運用について、関係する区市町村と協議して対処する。
- 避難住民の安全を保持するため、災害の事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について定める。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、 平等かつ能率的な配給を実施する。
 - ・ 区は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
 - ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 避難行動要支援者名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、風水害時の避難誘導に活用する。
- 区は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。

第2章 避難情報の判断・伝達

1 避難指示等

機関名	対策内容
	○ 必要に応じ、高齢者等避難の発令
	○ 避難指示の発令
区	○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認
	○ 都と連携した「警戒レベル」の普及啓発
	○ 自主的広域避難情報 [*] の発表(荒川氾濫が想定される場合)
	○ (区が避難指示できない場合等)警察官による避難指示
	○ 災害が発生するおそれがある場合には、区に協力し早期に避難の指
各警察署	示、指導
台言宗 有	○ 避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避
	難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導
	○ 住民の避難誘導
	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
各消防署	○ 被災状況を勘案し、避難に関する必要な情報を区、関係機関に通報
	○ 避難指示の伝達

- ※ 荒川の氾濫を伴う大規模風水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、自主的広 域避難情報を発表し、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等への「縁故避難」を含む自主的な浸 水区域外への避難を行うよう呼び掛ける。
- 区では、風水害から区民の生命及び財産を守り、区における被害を最小限にとどめるため、 区民等に対して的確に避難指示等を発令できるよう、避難情報の発令及び伝達について定 めている。
 - ・ 避難情報の発令区域・タイミング、緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒 避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、 台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な風水害が発生することを考慮す るよう努める。
 - ・ 区は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務 を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体 制の構築に努める。
 - 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- 具体的な避難情報の発令及び伝達については、「台東区風水害対応方針」に整理し、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改定、内閣府)や「土砂災害警戒避難ガイドライン」(平成27年4月、国土交通省)に改定があった際には、必要に応じて修正していく。
- 避難情報と取るべき避難行動について、高齢者や子供にもわかりやすく伝えられるような 表現を工夫して周知する。
- 区は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結び

第2章 避難情報の判断・伝達

- つけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- 区は、避難指示の発令の際には、避難場所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

≪避難情報一覧≫

	措置	根拠	役割
高齢者等避難	É	地域防災計画等	区市町村長
		災害対策基本法第 56 条	
避難指示	・避難のための立退きの指示	災害対策基本法	区市町村長
	・屋内での待避等の安全確保措	第60条第1項、第3項	
	置の指示		
	(区市町村長が指示できない、	災害対策基本法	警察官、
	もしくは求めるとき)	第61条第1項	海上保安官
	・避難のための立退きの指示		
	・屋内での待避等の安全確保措		
	置の指示		
	避難のための立退きの指示	水防法第29条	水防管理者
		水防法第29条	知事及びその命を
		地すべり等防止法	受けた職員
		第 25 条	

○ 警戒レベル

- ・「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改定、内閣府)では、「自らの命は自らが 守る」意識の徹底や、災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、住民 がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情 報を提供するとしている。
- ・区は、都と連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。
- ・区は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、区民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(1)避難情報の考え方

- 避難情報は、風水害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。
- 各種風水害が複合的に発生することが予測される場合でも、本区においては、荒川氾濫 以外では浸水深が浅く、危険性が低いことや避難場所による新型コロナウイルス感染症 の感染リスクを考慮し、親戚や知人の家に避難する縁故避難や、荒川氾濫を除いて、自 宅の2階以上で安全が確保できる在宅避難、自主避難場所、緊急避難場所への避難を組

み合わせた複合的な避難行動を周知する。荒川氾濫以外では浸水深が浅く、危険性が低いことや避難場所による新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し、親戚や知人の家に避難する縁故避難や、荒川氾濫を除いて、安全が確保できる在宅での避難、自主避難場所、緊急避難場所への避難を組み合わせた複合的な避難行動を周知していく。

- 神田川氾濫における家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と土砂災害警戒区域に居住の 区民については、在宅避難ではなく、避難場所への立退き避難を原則として、避難情報 を発令する。ただし、災害が発生または災害の発生が切迫し移動することが危険な場合 は、屋内での退避等の安全確保行動(屋内安全確保)を指示する。
 - ※ 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動
- 高齢者等避難は、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等)の避難にかかる移動時間等を考慮して発令する。また、夜間における避難を回避するため、避難を行うための適切な時間帯に発令する。
- 避難指示等は避難場所の開設の有無に拘わらず躊躇なく発令する。
- 避難指示等の発令・解除の判断に際し、東京都等、防災関係機関に助言を求めることが できる。

(2) 避難情報の発令基準

避難情報は、風水害の種別ごとに気象情報等に基づき、高齢者等避難、避難指示での発令 基準を設け、発令基準を満たした場合に発令の判断を行う。

風水害の種別ごとの避難指示等の発令基準は、台東区風水害対応方針において設定している。

- ① 荒川·神田川外水氾濫
 - ・気象情報や3日間積算流域平均雨量、指定河川洪水予報等に基づき、基準を設定する。
- ② 内水氾濫
 - ・気象情報や降雨予想等に基づき、基準を設定する。
- ③ 土砂災害
 - ・土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報などに基づき基準を設定する。
- ④ 高潮氾濫(神田川、石神井川越水)
 - ・気象情報や指定河川洪水予報等に基づき、基準を設定する。

(3) 避難情報の発令対象地域

風水害の種別ごとに避難が必要な地域を示して発令する。

- ① 荒川外水氾濫
 - ・台東区荒川水害ハザードマップにおける浸水区域を対象に発令する。
- ② 神田川外水氾濫
 - ・台東区神田川水害ハザードマップにおける浸水区域を対象に発令する。
- ③ 内水氾濫
 - ・台東区内水氾濫ハザードマップにおける浸水区域を対象に発令する。
- ④ 土砂災害

第6編 避難対策

第2章 避難情報の判断・伝達

- ・台東区土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域を対象に発令する。
- ⑤ 高潮氾濫(神田川、石神井川越水)
 - ・台東区高潮水害ハザードマップにおける浸水区域を対象に発令する。

<避難指示等により立退き避難が必要な住民に求める行動>

	立退き避難が必要な住民に求める行動
	【危険な場所から高齢者等は避難】
	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。
	・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情
【警戒レベル3】	報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望まし
高齢者等避難	۱ ^۰ ۰
	・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な
	水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害
	に対応した緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
	【危険な場所から全員避難】
	○ 緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
	・予想される災害に対応した緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。
【警戒レベル4】	・緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと
避難指示	自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも
	命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」 ^{※2} を行う。
	Freedom N
	【災害発生】
【警戒レベル5】	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
緊急安全確保	・区が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場
	合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

- ※1 近隣の安全な場所:緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
- ※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

2 避難情報の伝達

区民に、気象・雨量情報、河川の氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等の災害に関する情報、避難指示等や避難場所の開設状況などの避難に関する情報を提供する。本区では、区民に確実に情報を伝達するため、複数の伝達手段を整備し、情報の緊急度に応じて下表のように活用する。

≪伝達する情報と伝達手段≫

伝達する情報	伝達手段
	・区公式ホームページ(気象警報・緊急情報 欄)
気象・雨量情報等	・区公式ツイッター等のSNS
	・たいとう防災気象情報メール、台東区防災アプリ(台東防災)
	・区公式ホームページ(気象警報・緊急情報 欄)
	・区公式ツイッター
自主避難場所	・区公式LINE
開設情報	・たいとう防災気象情報メール、台東区防災アプリ(台東防災)
	・Lアラート(災害情報共有システム)
	·Yahoo!防災情報
	・区公式ホームページ(気象警報・緊急情報 欄)
	・区公式ツイッター
	・区公式LINE
→ #V 4V VP VP ##	・たいとう防災気象情報メール、台東区防災アプリ(台東防災)
高齢者等避難 	・Lアラート(災害情報共有システム)
	·Yahoo!防災情報
	・防災行政無線
	・緊急速報メール(エリアメール)
	・区公式ホームページ(気象警報・緊急情報 欄)
	・区公式ツイッター
	・区公式LINE
	・たいとう防災気象情報メール、台東区防災アプリ(台東防災)
\D; #4.4℃. 一	・Lアラート(災害情報共有システム)
避難指示	·Yahoo!防災情報
緊急安全確保	・防災行政無線
	・緊急速報メール(エリアメール)
	・直接的な呼びかけ(警察、消防等の防災関係機関)
	・広報車(区広報車、青色パトロール等)
	など、全ての情報伝達手段

3 区長による指示

- 区長は、区の区域において危険が切迫した場合には、警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難指示等を行う。この場合、区長は、直ちに知事に報告する。
- 区長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの撤去を命ずる。
- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、区は、避難指示等に当たって国(指定行政機関の長・指定地方行政機関の長)や都知事に対して助言を求めることができることから、必要に応じて活用する(第 61 条の 2)。
- 区は、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」などから、各地域の特性を踏まえて避難 指示等の判断・伝達のための基準や方法等を更新していく。
- 荒川や神田川といった河川ごとに、気象情報や河川水位情報等に基づき、総合的な判断を行い、区民が避難に要する時間を適切に見込んだうえでの、避難指示等を発令していく。

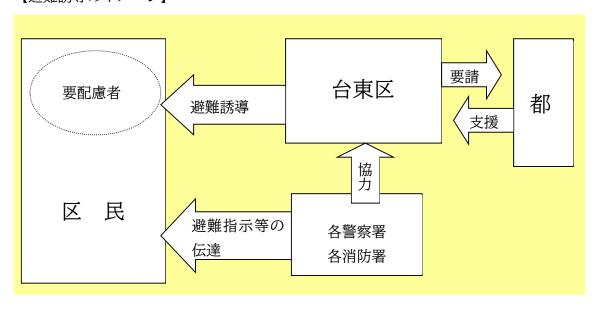
4 警察署による指示

区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

第3章 避難誘導

	機	関	名			対 策 内 容
		区			0	区民の避難誘導
					0	区民の避難誘導
					\circ	高齢者等避難、避難指示が出された場合には、区と協力し、
						あらかじめ指定された避難場所等に、住民を避難誘導する。
					\circ	誘導経路については、事前に調査検討し安全を確認してお
						<. □
各	警		察	署	\circ	誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導
						員を配置し、事故防止に努める。
					\circ	浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用
						し安全を期する。
					\circ	避難指示等に従わない者については、説得に努め避難するよ
						う指導する。
					\circ	高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気
	各消	消				象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難
各			防	署		に関する必要な情報を、関係機関に通報する。
					0	上記の避難経路等については、安全確保に努める。

【避難誘導のイメージ】



1 区

- 避難指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時 の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 避難指示等を発令した場合、区は、地元警察署及び地元消防署の協力を得て、あらかじめ指定してある避難場所に誘導する。この場合、区は、避難場所に職員を派遣し、避難場所の開設、運営を行う。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを 踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導 し、安否確認を行う。
- 区は、避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 区は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。
- 区は、避難指示等について、国〔国土交通省, 気象庁等〕、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
- 区は、消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- 区は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- 区は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に 直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する ものとする。また,面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上 で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内 の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらか じめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- 区は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、自主防災組織、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援

計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

2 警察署

- (1)避難情報が出された場合には、区に協力し、あらかじめ指定された避難場所に避難誘導する。
- (2) 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険 箇所に標示、縄張り等をするほか、要点に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間 の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。
- (3) 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。
- (4) 避難指示等に従わない者については、極力説得に努め避難するよう指導する。

3 消防署

- (1)避難情報が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を 勘案し、避難に関する必要な情報を関係機関に通報する。
- (2) 上記の避難経路等については、安全確保に努める。

第4章 避難場所等の開設・管理運営

1 避難場所等の開設・管理運営の考え方

- 本区において、荒川氾濫を除き、風水害において多くの区民が避難を要する被害は想定されないことから、区は風水害時には、まず6か所の「自主避難場所」を開設する。避難情報の発令後は、11 か所の「緊急避難場所」を追加して開設する。ただし開設箇所数については、気象状況によって適宜変更する。なお、学校の改修等で変更となる場合があるので、毎年、出水期までに広報等で周知する。
- 交通機関の計画運休等により、自宅に帰ることが困難になった者が生じた場合は、区は「緊急滞在施設」を開設する。
- 被災により自宅での生活が困難な区民がいる場合、区は、一時避難する「緊急避難場所」から生活を継続する「避難所」に転換し、自宅で生活できない者は「避難所」に避難する。
- ② 震災時の避難所とは異なり風水害時の避難場所は、台風や一時的な浸水が終了するまでの安全な場所の提供である。そのため、区による支援も下記のような支援となる。
 - ① 避難場所利用スペース

震災時には、自宅が倒壊や焼損してしまった区民の生活の拠点を保証するものであるが、 風水害時の場合、浸水時間が経過するまでの一時的な避難場所の提供となる。また、多くの 区民は在宅の避難が可能であることから、避難スペースは限定し、一般避難者には体育館、 発熱等の症状がある避難者には会議室等の別室を開放する予定である。

② 避難場所の支援内容

生活の拠点となるものではないため、食事等を始めとする支援物資の提供は行わず、持参 させる。夜間の場合、マット、毛布を配布する。

- 避難場所の管理運営を統一的に実施するため、下記の風水害時対応マニュアルを作成する。
 - ①避難場所運営マニュアル ②避難場所管理マニュアル ③職員行動マニュアル

2 自主避難場所の開設

- 自主避難場所は、区が開設し、運営主体となる。
- 区は、集中豪雨や台風などにより起こり得る風水害時において、自主避難場所の開設及び運営が必要と認めた際に開設する。
- 自主避難場所は、災対各部係長級職員及び台東区職員住宅の入居職員等が開設・運営を行う。
- 避難情報(「高齢者等避難」、「避難指示」)の発令と同時に、その対象となる自主避難場所は 緊急避難場所に切り替わる。

3 緊急避難場所の開設

- 緊急避難場所は、区が開設し、運営主体となる。
- 緊急避難場所を開設する期間は、台風通過時間、避難場所開設時間にもよるが、延べ 36 時間程度を見込んでいる。
- 緊急避難場所の開設は、直近の気象情報から避難情報の発令が見込まれる場合、水防情報連絡会議において事前に決定し、災対各部係長級職員及び台東区職員住宅の入居職員に加え、

災対区民部避難所運営課、災対教育委員会避難所運営協力課が加わり災害対策本部体制下に おいて開設する。

○ 大規模な土砂災害や浸水被害等で自宅の倒壊や流出が発生し、生活の拠点が失われた区民の 生活拠点確保については、緊急避難場所の閉鎖後、避難所運営委員会と協議の上、避難所を 開設する。

4 緊急滞在施設の開設

- 緊急滞在施設は、区が開設し、運営主体となる。
- 緊急滞在施設は、交通機関の計画運休等により、自宅に帰ることが困難になった者に対して、 区が一時的に提供する避難場所である。
- 風水害については、事前に風雨の状況が一定程度分かることから帰宅困難者は発生しづらい 状況ではあるが、公共交通機関の計画運休もあることから区民以外の者を受け入れる施設も あらかじめ準備する。
- 気象警報の発令や風雨の状況により移動が困難な状況下においては、緊急避難の考え方に基づき、自主避難場所や緊急避難場所でも区民に限定せず、避難を求めてきた者を受け入れる。
- 必要に応じ、路上生活者に対し、区内で宿泊所等を運営するNPOと連携して宿泊施設を提供する。

5 避難所の開設

- 避難所の開設は原則、災害対策本部の体制にて対応するものとする。
- 避難所の開設にあたっては、第2部第9編「避難対策」で指定している避難所を、災害の状況等を勘案して開設する。
- 避難所の開設・運営等については、第2部第9編「避難対策」に準じて行う。 (第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P301参照)

(資料第142「風水害時における自主及び緊急避難場所、緊急滞在施設、避難所一覧」

資料編P443)

第5章 被災者の他地区等への移送

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P316参照)

第6章 要配慮者の安全確保

1 避難行動要支援者名簿の作成

(第2部第9編「避難対策」第5章【予防対策】P282参照)

2 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

(第2部第9編「避難対策」第5章【予防対策】P285参照)

第6編 避難対策 第6章 要配慮者の安全確保

3 避難行動要支援者の避難

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P299参照)

4 避難生活の支援

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P308参照)

第7章 広域避難

国は、首都圏大規模水害対策大綱に基づき、首都圏大規模水害対策協議会を立ち上げ、荒川及び利根川の洪水氾濫等の首都圏に影響を及ぼす大規模水害に対する広域避難対策の検討を開始し、都では、平成25年7月に広域避難検討会議を設置し、大規模水害の発生が予想される場合における円滑な避難を検証するためのシミュレーションや、具体的な避難対策について検討している。同協議会は、令和2年5月に「首都圏大規模水害対策協議会中間報告書」により、検討会におけるこれまでの検討状況と、令和元年台風19号で顕在化した広域避難に関する課題を踏まえて整理した検討成果及び今後の検討課題について報告された。

荒川氾濫などの大規模かつ広範囲な水害の発生が予測される場合、区による対応のみでは限界があり、国土交通省や東京都、関係各自治体、警察、消防、気象庁、ライフライン等の関係機関との連携を密にする必要がある。現在、これらの関係機関が対応を共有する資料として「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」を作成し、試行運用を行っている。今後は、内閣府と都が中心となり、平成30年度から検討を進めている「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における報告を踏まえながら、荒川氾濫を想定した広域避難や垂直避難のあり方、関係機関との連携のあり方等について対策を講じていく。

1 広域避難体制の整備

(1)対策内容と役割分担

機関名	対 策 内 容
	○ 大規模水害等が住民生活に与える影響の周知
	○ 避難方法や安全な場所の住民への周知
区	○ 安全に広域避難を実施するための、避難指示等の発令基準の整備
	○ 自治体間の広域避難の仕組み作り
	〇 要配慮者対策
	○ 広域避難における区市町村間の総合的な調整
都 (総務局)	○ 国、都県、区市町村等の連携体制の整備
111 (NG 7分 户)	○ 円滑な広域避難の実現に向けた避難方法等の検討
	○ 区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援
都(福祉局)	○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の
	強化を支援
	○ 大規模広域避難を災害発生前に円滑に行うための制度化を検討
	○ 排水強化・垂直避難の活用等による広域避難対象者の絞込みの検討
国	促進
	○ 民間施設の積極的活用等、広域避難時の自主避難先の確保に関する
	検討促進

(2)取組内容

≪都≫

- 大規模な水害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、広域的な視点から、都が区市町村間の調整を行う。
- 広域避難を行う際には、広域的に整合性のとれた避難対応をとる必要があるため、平時から国、都県、他自治体との連携体制を図る。
- 平時から、避難者の安全かつ効率的な避難が可能となるような方策について、関係自治体 や関係機関と連携を図りながら検討を進めていく。
- 広域避難を安全かつ円滑に実施するためには、要請側自治体と受入側自治体との間で相互 に協力・連携を図ることが重要であることから、広域での相互応援協定等自治体間の応援 協定の改訂・締結を推進し、広域避難を実施するための仕組み作りを支援する。

《区》

○ 区では、東京都 23 特別区との「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を平成 26 年4月に見直し、大規模水害などを想定し、被災区の区民を広域避難として他区が受入れるとともに、避難してきた被災区の区民に対して、被災区が実施する業務に要する資材や施設の提供を、支援する区に要請することができる。

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P252参照) (資料第34「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」資料編P149)

○ 区では、河川の氾濫等の大規模な水害が発生した際に、区民等が浸水の影響が少ない場所 に避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を一時的な緊急避難先とすることに関し、覚 書を結んでいる。

(資料第77「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」資料編P313)

- 区は区民に対して、居住地勢等の周知・啓発により、避難への意識づけに努める。
- 広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、台東区風水害対応方針に定める 避難指示等の判断基準等を踏まえ検討する。
- 近隣自治体間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定め た協議等を検討していく。

2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

(1)対策内容と役割分担

機関名	対 策 内 容
	○ 大規模水害に備え、低地等の危険な場所の把握
区	○ 大規模水害時に使用可能な避難所の確保
	○ 大規模水害時に被害を受けない備蓄方法の検討
都 (総務局)	○ 近隣県との広域避難者受入れに向けた調整

(2) 取組内容

≪都≫

○ 大規模水害の発生のおそれがある場合は、都内の避難所のほか、地理的要因から他県に近接する地域では都外への避難を行う必要も生じる可能性があることから、他県との間で広域避難実施時に円滑な協力が得られるよう、避難者の受入先等について調整を図る。

《区》

- 区民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図や浸水予想 区域図を参考に、低地帯や堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。
- 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や避難者収容人員数の把握などを進める。 あわせて関係自治体等との連携を図りながら、自区市町村域外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。
- 河川管理者が公表する浸水想定区域図や浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を検討していく。

3 避難誘導

(1)対策内容と役割分担

` ,			_ 17 17.			
	機	関	名			対 策 内 容
					0	都本部もしくは他自治体への広域避難要請
					\circ	避難指示等の発令
		区			0	段階的な避難の呼び掛け
					0	警察署や消防署の協力を得て、他地域へ避難誘導
					\circ	必要に応じて、屋内での待避等の安全確保措置の指示
各	警		察	署	0	区民の避難誘導に対する協力
各	消		防	署	0	災害状況及び消防力の余力に応じて避難指示等の伝達
					0	広域避難の実施における総合的な調整
都		本		部	0	近隣県に対して避難者の受入れの照会・調整
					0	交通事業者に対する避難手段の提供に関する協力要請
					0	避難者の受入れの照会・調整
都	(祐	畐 礼	上局)	0	避難者の避難方法を決定、避難手段の確保
					\circ	区への要配慮者の避難に対する協力

(2)取組内容

≪都本部≫

- 大規模な水害の発生が予想される区市町村から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入れを照会・調整する。
- 区へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、区からの求めに応じて助

第6編 避難対策第7章 広域避難

言を実施する。

○ 都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行う。

≪都福祉局≫

- 区から都本部を通じて広域避難の要請があった場合は、都内のその他の区市町村に対して、 避難者の受入れに係る照会・調整を行い、関係機関と調整の上、避難者の受入先を決定す る。
- 受入先の決定後、受入先の区市町村長に対して避難者の受入体制の整備を依頼する。
- 避難者の避難方法については、当該区市町村と協議の上、被災の予想される時間や地域を 考慮して決定する。なお、都交通局及び交通事業者への避難先及び期日の連絡については、 都本部を通じて行う。
- 避難者の受入先及び避難方法について、要請元の区市町村へ伝達するとともに、都本部へ 報告を行う。

≪警察署≫

○ 区が主体となって行う避難誘導について、区からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の 支援を行う。警察署は、交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交 通誘導・整理等を実施する。

≪消防署≫

○ 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区及び関係機関に通報する。また、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難等を伝達し、関係機関と協力して区民が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

≪都交通局≫≪交通事業者≫

○ 都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力する。

《区》

① 浸水区域外避難の呼び掛け

○ 浸水しない地域における広域避難場所の確保や鉄道等の避難手段等の確保は、現状では 困難であるため、浸水区域外避難を始めとした避難を原則とし、各種広報媒体において 周知していく。そのため、区は、区民に対し、自主的広域避難情報の発表をするととも に、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等へ避難する縁故避難するよう呼び掛ける。 区内の浸水しない地域に避難する方法や、やむを得ず浸水区域内に留まった場合の最終 手段として、垂直避難があることも念頭に周知をしていく。

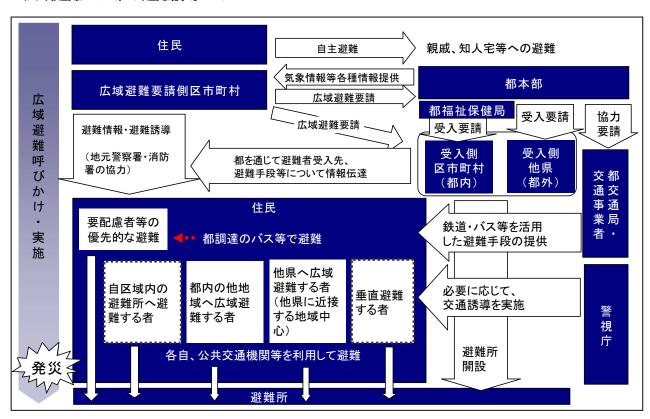
② 広域避難要請の実施

- 区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、当該区域内で住民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への広域避難の要請(広域避難要請)を行う。なお、区市町村長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合についても都本部へ報告する。
- 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、区域内の警察署又は

消防署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

- 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難指示等の発令を行う。
- 避難の実施方法としては以下のとおり。なお、国の首都圏大規模水害対策協議会の検討 状況等も踏まえ、具体的な実施手順等については今後検討していく。
 - 要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させる。
 - ・ 水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させる。
 - ・ 水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
 - ・ 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
 - ・ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通 機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住 民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから都が調達したバス等 で避難先へ向かう。

<広域避難における避難誘導・イメージフロー>



4 避難所の開設・運営

機	関	名		対 策 内 容				
					入側)			
					要請に基づく避難所及び二次避難所(福祉避難所)の開設			
				\circ	避難所運営			
				\circ	その他、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において区市			
	l√				町村の役割とされる業務への協力			
	区			(移	(移送元)			
				\circ	○ 避難所への職員派遣			
				\circ	○ 避難所運営への積極的な協力			
				\circ	その他、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において区市			
					町村の役割とされる業務			
都	本		部	\circ	都外の避難所及び二次避難所(福祉避難所)開設状況の把握			
				0	都外の避難所及び二次避難所(福祉避難所)開設状況の把握			
者"(ᅓᄼ	局)	\circ	都内避難所の管理運営			
都(福祉	回)	\circ	その他、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において都福			
					祉局の役割とされる業務への協力			
都(教 育	庁)	0	都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力			

《区》

- 都福祉局からの要請に基づき避難所を開設する。
- 避難所の運営は原則として受入側区市町村が行い、要請側区市町村は積極的にその運営に 協力する。
- その他の事項については、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において、区の役割と される業務に掲げた対策を講じる。

≪都本部≫

○ 都外に避難所及び二次避難所(福祉避難所)が開設された場合、他県と連携し、都外避難 所等の開設状況の把握を行う。

≪都福祉局≫

(開設状況の把握)

- 区市町村からの東京都災害情報システム(DIS)への入力等による報告に基づき、避難 所の開設状況を把握する。
- 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障害者、乳幼児の人数 等、その後の支援に資するための情報を把握する。

(二次避難所(福祉避難所))

- 区市町村の報告に基づき、二次避難所(福祉避難所)の所在地等について把握する。
- 開設済み二次避難所(福祉避難所)について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を 確認する。

- 都立施設について、状況に応じ、地域の二次避難所(福祉避難所)としての役割を果たせ るように連絡調整する。
- その他都福祉局は、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において都福祉局が行う業務 として掲げた対策を講じる。

≪都教育庁≫

- 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、区による避難所の開設・管理運営に協力する。
- 都立学校について、区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、連絡をとり、 当該区市町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

第7編 物流・備蓄対策の推進

被災者に対し、生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その 物資を迅速かつ的確に避難者に供給する必要がある。

本編では、物資の備蓄や調達、備蓄倉庫、輸送手段の確保等について対策を示す。

(台東区地域防災計画 第2部第5編に準じて対応する。)

主な機関の応急復旧活動

機関名	発災・被害の発生
	事前情報 収集期 情報監視期 情報連絡期 災害即応期 応急対応期
	○被災状況の情報収集
都	○食料等の
	調達・要請
	○応急給水
水	
(水 都 局)	
<u> </u>	○備蓄倉庫の被害状況確認
区	○備蓄物資の搬送

第1章 備蓄物資の供給

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P179参照)

第2章 飲料水の供給

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P181参照)

第3章 物資の調達要請

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P184参照)

第4章 支援物資の受入れ・配分

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P185参照)

第5章 義援物資の取扱い

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P185参照)

第7編 物流・備蓄対策の推進 第6章 輸送車両の確保

第6章 輸送車両の確保

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P185参照)

第7章 燃料の確保

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P186参照)

第8章 多様なニーズへの対応

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【復旧対策】P187参照)

第9章 物資の輸送

区は、発災前からの情報収集に努め、必要に応じ、浸水想定区域内の物資や車両について、移動 及び浸水防止策を講じる。

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【復旧対策】P189参照)

第8編 ごみ処理・トイレ及びし尿処理・災害廃棄物処理

災害廃棄物処理計画に基づき、災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、区民の生活環境の確保を図る。また、災害による建物の倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下、「災害廃棄物」という。)の再利用、適正処理を迅速に行い、被災地の応急対策と復旧・復興の円滑な実施を図る。

主な機関の応急復旧活動

	発災の発生
	事前情報 収集期 情報監視期 情報連絡期 災害即応期 応急対応期
	○し尿の収集・運搬 →
	○ごみの収集・運搬 →
区	○災害廃棄物の収集・運搬・処理 →
23 対策本部	
	○ごみの処理 →
組	
<u>≠</u> r	
都下水道局	 ○し尿の処理 →
】	
局	

第1章 ごみ処理

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【予防対策】P376参照) (第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P392参照)

第2章 トイレの確保及びし尿処理

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【予防対策】P374参照) (第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P389参照)

第3章 災害廃棄物処理

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P396参照) (第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P427参照)

第9編 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動体制を確立する。また、ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

主な機関の応急復旧活動

	N心忌俊[口活對]
TAN HH 4	発災・被害の発生
機関名	事前情報 収集期 情報監視期 情報連絡期 災害即応期 応急対応期
	○気象情報の収集
都	○給水対策本部設置
都水道局	○被害状況の把握
局	○応急復旧作業
者以	
都下水道局	○気象情報の収集
道	○応急復旧作業
局	
都	
都総務局	○気象情報の収集
局	
	○情報収集
電気	○警戒体制の構築
電気・ガス・通信	○対策本部設置
スス	○被害状況の把握
通	○点検活動
信	○応急復旧作業
	○浸水防止対策 ————
区	○被害状況の把握

第1章 水道施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P153 参照)

第2章 下水道施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P154 参照)

第3章 電気施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P155 参照)

第4章 ガス施設

(1) 活動態勢

- 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急 活動組織を編成する。
- 東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。

(2) 応急対策

ア災害時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- (イ) 事業所設備等の点検
- (ウ) 製造所、整圧所等における供給操作
- (エ) その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

ウ 資機材等の調達

- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保 する。
 - (ア)取引先やメーカー等からの調達
 - (イ) 各支部間の流用
 - (ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

○ 本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

(3) 復旧対策

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガス を臨時供給する。

第5章 通信施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P160参照)

第10編 公共施設等の応急・復旧対策

鉄道などの交通施設は、多くの乗客・物資を輸送する重要な輸送手段であり、風水害により 被害を被った場合、多くの人命にかかわる大事故のおそれがある。そのため、これら交通施設 及び公共土木施設並びにその他の公共施設等の被害を軽減し、早期の復旧を行うものとする。

第1章 公共土木施設等

1 道路・橋りょう

(1)一般道路

- 区は、災害発生時の緊急車両等の通行空間確保のため、台東土木防災協力会と協力して、 被害状況を速やかに把握し、対象となる道路上の障害物等を除去し、水防計画に基づき対 策活動を行う。
- 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が生じた場合は、当該施設管理者また は道路管理者に通報する

(2)首都高速道路

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P145 参照)

2 河川及び内水排除施設

○ 洪水及び高潮等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査 し、応急復旧を行い、排水を行う。

機	B	月	名		活動内容		
				0	風水害対策活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及		
					び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告		
区					するとともに、必要な措置を講じる。		
				\bigcirc	区が管理する河川施設の応急復旧については、大規模なものを除き、		
					都の指導の下に実施する。		
				\bigcirc	管内地盤高低地域図を参考に、浸水等による被害の程度に応じ、排水		
					施設(雨水桝等)の施設機能を十分活用して、内水排除を行う。		
					\circ	災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設、防災船着場等の	
					河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。		
都	建	設	局	\bigcirc	都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施		
自り	廷	訍	川		する。		
				\bigcirc	区の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術		
					的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実		

機		関		名		活動内容			
						施する。			
					0	排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式			
						排水ポンプ車の派遣を決定する。			
					0	河川における障害物を除去しゅんせつし、清掃船の航行可能河川にお			
						ける浮遊物を除去する。			
					0	巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関す			
						る協定により対処する。			
					0	水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、			
						氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区及び水防団体との相互			
土 7	都下	- ∠	、呆			の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。			
(1)		小	坦	旦 同	0	被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ			
						緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧			
						業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。			

3 急傾斜地等

- 土砂災害発生状況等の情報収集を行い、都へ報告する。
- 土砂災害の危険性が高い箇所について、平時から関係機関や区民に周知を図り、災害のおそれがある場合は、必要な避難対策を実施する。

第2章 鉄道施設

1 地下公共通路等

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P146 参照)

2 JR東日本

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P146 参照)

3 東武鉄道

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P147参照)

4 京成電鉄

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P147参照)

5 東京地下鉄

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P148 参照)

6 都営地下鉄

(1)目的

災害発生により、都営地下鉄線内において、駅施設に被害が生じた場合の緊急点検及び応急 活動を、迅速かつ的確に実施するための体制をつくり、利用者及び職員の安全確保、駅施設の 効率的な復旧と一刻も早い営業再開を図ることを目的とする。

(2)災害発生時における初期活動

係員は、災害が発生したときは、次の事項に基づく初期活動により、災害を最小限にくい止めることに努めるものとする。

- 居室内の電熱器・電気ストーブ等は、コンセントからプラグを引き抜き、出火防止に努める。
- 駅長は、駅構内浸水の状況及び運輸指令からの運転中止等の通報により、駅構内の点検及 び負傷者の有無等状況の把握に務め、運輸指令に報告する。なお、通信途絶の場合は、ラ ジオ・テレビ等により情報を収集し、警察署及び消防署への連絡体制をとる。
- 非常放送装置・ハンドマイク等を使用し、正確な情報等に基づく適切な案内放送を行い旅 客の動揺防止に努める。

(3) 水防対策

水防対策のシステムは、都の災害対策本部が設置された場合には、その指令に基づいて体制を とる。対策本部を設けなくてもよい程度の水防体制については、通常の指令系統による。

① 防水扉

ア 防水扉の取扱い

○ 防水扉の開閉をする必要がある時は、電車部長の指令を受ける。そのいとまのない時 は、事後直ちに報告する。

イ 防水扉の取扱い責任者

○ 区内の駅で、唯一防水扉が設置されている大江戸線の蔵前駅の防水扉の取扱い責任者 は、駅長または関係責任者とする。

ウ 防水扉の警戒及び閉鎖

- 豪雨等のため、ずい道内に浸水のおそれがある場合、駅長または関係責任者は、防水 扉の警戒を厳重にし、状況を運輸指令に通報する。
- 防水扉を閉鎖する必要があると判断したときは、運輸指令に通告するとともに関係保 守区の出動を要請する。
- 運輸指令から防水扉「閉」の指令を受けたときは、駅長または関係責任者に対して、 列車の出発を見合わせる手配をする。

○ 防水扉が開くときは、排水が完了したことを確認の上、運輸指令の指示により開扉の 手配をする。

② 自動浸水防止機

ア 自動浸水防止機の取扱い及び責任者

- 豪雨等のため、ずい道内に浸水のおそれがある場合または集中監視盤に作動表示があった場合、駅長は警戒を厳重にする。
- 自動浸水防止機の取扱い責任者は、集中監視盤(遠隔操作盤)による取扱いは駅務管理 所長(設置駅助役を含む。)とし、手動(現場操作盤を含む)の取扱いは保線管理所長 とする。
 - (ア) 自動浸水防止機が自動閉鎖したことをブザー鳴動等で確認したときは、保線管理所 長及び運輸指令に通報する。
 - (イ)台風・豪雨等で自動浸水防止機を閉鎖する必要があると判断されるときは、保線管理所長または運輸指令に係員の出動を要請する。

自動浸水防止機を閉鎖したときは、運輸指令に通報する。

(ウ)駅長は、自動浸水防止機を開放するときは、浸水のおそれがなくなったこと、開いて も支障がないことを確認してから保線係員により現場扱いで開放することを原則と する。

自動浸水防止機を開放したときは、直ちに運輸指令及び保線管理所長に報告すること。

③ ずい道内浸水時の列車運転方

- ア 道床面から軌条頭面下 30 ミリまでの浸水の場合 25km/h 以下の速度で注意運転する。
- イ 道床面から軌条頭面までの浸水の場合 15km/h 以下の速度で注意運転する。
- ウ 軌条頭面を超えた場合 その区間は運転中止とする。

(4) 負傷者等の対応

災害発生に伴い、負傷者等が発生した場合には次により対応する。

- ① 負傷者等は、駅長室または最も安全と思われる場所に収容し、応急措置を施すとともに、 救急隊の出動を要請する。
- ② 利用者の救護に当たっては、特に障害のある人、高齢者、子供を最優先する。
- ③ 状況により、警察・消防関係及び旅客に協力を呼びかけ、避難・誘導に最善を尽くすものとする。

(5)施設の点検及び復旧活動

浸水に伴う駅構内の被害状況を的確に把握し、営業再開に向けて効率的な復旧活動を実施する。

- ① 駅構内の主な施設の点検箇所
 - ア 出入口及びホームへの各階段部分
 - イ ホーム及び軌道内の状況
 - ウ 電気機械室の浸水の有無及び事故処置の状況
 - エ その他必要な箇所
- ② 点検箇所の異常の有無を、運輸指令に報告する。
- ③ 運輸指令は、各所からの点検結果を集約し、安全を確認した後、営業再開を指令する。

7 首都圏新都市鉄道

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】 P151 参照)

第3章 社会公共施設等の応急対策

(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」第5章【応急対策】P110参照)

第11編 応急生活対策

被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。

児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、区民の生活の安定を図るための応急対策を図る。

第1章 遺体の取扱い

1 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P380参照)

2 火葬

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P407参照)

第2章 被災宅地の危険度判定

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P387参照)

第3章 家屋被害状況調査等

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P387参照)

第4章 罹災証明書交付

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P387参照)

第5章 被災住宅の応急修理

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P409参照)

第6章 応急仮設住宅の供給

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P409参照)

第7章 被災者の生活確保

1 被災者の生活相談等の支援

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P411参照)

2 被災者の生活再建資金援助等

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P415参照)

3 職業のあっせん

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P418参照)

4 区税の徴収猶予及び減免等

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P419参照)

5 労働力の確保

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P422参照)

6 応急教育

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P423参照)

7 応急保育

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P425参照)

第8章 中小企業への融資

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P421参照)

第9章 義援金の取扱い

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P413参照)

第 12 編 編

第12編 災害救助法の適用

第1章 災害救助法の適用

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P399参照)

第2章 災害対策基金

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【予防対策】P379参照)

第13編 激甚災害の指定

第1章 激甚災害の指定

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P402参照)